

## ◆2016 年度活動報告

### (1) 文部科学省に対する働きかけ

初等中等教育局関連では、権利条約の国家報告書が国連に提出された。その内容の課題については政策討論集会の教育部会でも報告したところであるが、文科省との交渉は今後の課題として残された。

高等教育局関連では 4 年ぶりに「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が開催され第 2 次とりまとめがされた。殿岡翼常任委員が委員として参加し意見を述べてきたところである。

### (2) 国際関連の取り組み

2015 年度より国連に働きかけてきた権利条約第 24 条「インクルーシブ教育に関する権利」に関する一般的意見 4 が国連障害者権利委員会より 2016 年 9 月に発表された。これは第 24 条の条文やそれに関するインクルーシブ教育とは何かを解釈する貴重な指針となるもので、同年 12 月の DPI 政策討論集会の分科会において共有した。一般的意見についての取り組みは継続して行っている。

### (3) 地域での取り組みと関係団体との連携

2016 年 7 月 2 日には DPI 日本会議と公教育計画学会の共催で映画「みんなの学校」の上映会も含む「インクルーシブ推進教育フォーラム」を開催した。DPI 日本会議としては教育分野単独の初のイベントとして、早稲田大学において映画上映と、教育施策に関するシンポジウムを開催し、国内外の動向について議論した。多くの参加者を得ることができ成功裏に終えることができた。このフォーラムについては今後継続的な開催を目指す。

同年 2 月 24 日、25 日には、これも DPI 日本会議として初めての企画であったが、若手障害者を中心にインクルーシブ教育の在り方について当事者の経験などを共有しながら考え、深め、今後の運動に生かすことを目的として、教育部会の合宿を東京の戸山サンライズで行った。全国から 5 名の若手障害者が参加し、運動の歴史の共有、意見や情報の交換などを行い、障害当事者によるインクルーシブ教育運動の強化の可能性を見ることができた。これも今後継続して取り組む。

つきそいなくそうキャンペーンでは独自に付き添いに関する実態調査を実施した。これらの取り組みを 2017 年度の集会などでの取り組みで生かすべく準備してきた。

北海道で知的障害を持つ生徒に対する道立高校の定員内不合格の問題が発生した。これについて北海道ブロック会議や地域の団体を中心に DPI 日本会議の関係団体が教育委員会や当該学校との闘いを展開し、DPI 日本会議も声明を出すなど地域の活動を支援した。この成果もあり他の高校への合格を果たした。

## ◆2017 年度活動方針

障害のある子どももいない子どもも地域の幼稚園・保育園、小・中学校、高校の通常学級で共に学び育つインクルーシブ教育の仕組みを作り、実践を推し進めるための活動を行う。引き続き、地域の学校を原則とする就学先決定の制度づくり、教育の場における差別解消法上の排除や条件付けなど不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の獲得の推進、障害に基づくハラスメントの防止といった課題を政府や国政レベルでの活動とともに、地域の活動についても積極的に推進し支援を行う。また、インクルーシブな避難所の設置など災害時にすべての人が居住する地域で避難することができる体制づくりのためにも、すべての学校のバリアフリー化を推進する。

### (1) 文部科学省に対する働きかけ

初等中等教育局関連では、権利条約の国家報告書が国連障害者権利委員会に提出されたことをうけて第24条に関する国家報告書並びに各国に対する権利委員会からの総括所見について精査・整理し、結果的に分離別学を促進している特別支援教育の問題点をまとめていく。そして政策討論集会やその他のイベントなどを通して文部科学省に対して権利条約に即したインクルーシブ教育の推進を働きかけていく。これらの活動は、NGO レポートの作成に向けた取り組みにつながるように「完パラプロジェクト」と調整しながら行っていく。これに関連し、2017年3月「次期学習指導要領等の改訂案」が文科省より出された。普通学級にいる障害児童生徒についての言及がされているが、取り出しによる分離が進まないよう、しっかりと声を挙げていく。

高等教育局関連では4年ぶりに「障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)」が開催され「第二次まとめ」が発表されたことを受けて、成果と課題を精査し学内介助や通学支援などの課題に取り組む。

さらに、パラリンピックにむけた「特別支援教育の生涯学習化」という方針も打ち出されている。これについても大きな関心をもって関係団体と連携しながら注視していく。

### (2) 国際関連の取り組み

権利条約第24条が求めるインクルーシブ教育について、一般的意見第4が障害者権利委員会より出されたことをうけて、全国集会など様々な機会をとらえてその内容を周知し、国内法制度や実態との整合性について研究を行い、戦略的な利用方法を追求する。

「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)の第4回目の国家報告書が提出される予定であり、関連条項を精査分析する。そして障害者権利条約の第7条や第24条との関係を明確にし、インクルーシブ教育のための運動に活用していく。こうした国際人権の枠を有効に活用するための学習会も企画・開催する。

高等教育については、無償化の取り組みをDPI日本会議として継続的に進める。

### (3) 地域での取り組みと関係団体との連携

差別解消法の施行後の就学先の決定や合理的配慮の提供の実態を、地域の団体や関係団体と協力しながら把握し、法制度のバージョンアップの取り組みに結び付ける。例えば、加盟団体が中心となって取り組んでいる東京のインクルーシブ教育推進ネットワークづくりなどのような活動に積極的に参加し、地域の運動と連携を取り、そこから見える実態を法制度に反映させる、ということである。教職員への障害者の採用・人事配置については、「障害のある教職員ネットワーク」と引き続き連携をとりながら運動を展開していく。

また、2015年度より引き続き「公立学校における職員対応要領整備状況調査」を実施して各地の公立学校等での合理的配慮の実施状況を注視していく。

2016年7月2日にDPIがインクルーシブ教育をテーマとするイベントとして初めて開催した「インクルーシブ推進教育フォーラム」を今年度も開催し、恒例企画として定着を図る。今年度のフォーラムは「完パラプロジェクト」の企画とコラボレーションを図りながら実施する。

つきそいなくそうキャンペーンでは5月11日に、公教育計画学会など他団体・組合と協力してDPI日本会議も主催団体として院内での集いを開催する。それを与野党の関係者や他の団体と協力しながら付き添いを減らしなくすための予算獲得などの運動、さらには普通学級における合理的配慮の提供の充実化を図る。

さらに、昨年引き続き、若い障害者がインクルーシブ教育についての理解を深め、障害当事者がインクルーシブ教育の推進の運動の主体となるための試みとして昨年2月に初めて開催した教育部会合宿を今年度も行う。